



金沢市公報

第2554号の3

平成19年(2007年)6月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次

●訓令甲

○金沢市文書取扱規程の一部を改正する規程

(文書法制課)

1

●告 示

○金沢市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について

(教育総務課)

1

訓 令 甲

◎金沢市訓令甲第5号

庁 中 一 般

金沢市文書取扱規程(平成3年訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

平成19年6月1日

金沢市長 山 出 保

様式第2号及び様式第3号中

合 議	局長	課長	

を

合 議			
局長	部長	課長	

に改める。

告 示

◎金沢市告示第173号

金沢市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(昭和47年告示第54号)の一部を次のように改正する。

平成19年6月1日

金沢市長 山 出 保

第3条第2項中「幼児」の次に「(以下「対象幼児」という。)」を加える。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

区 分		補助対 象経費	補助限度額		
			第1子	第2子	第3子以降
(1) 生活保護法(昭和25 年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯及び当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯	小学校の1年生又は2年生の兄又は姉がいない世帯	入園料と 保育料と の合計額	年額 141,900円	年額 185,000円	年額 257,000円
	小学校の1年生又は2年生の兄又は姉がいる世帯			年額 157,000円	年額 171,000円
(2) 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	小学校の1年生又は2年生の兄又は姉がいない世帯		年額 107,600円	年額 162,000円	年額 250,000円
	小学校の1年生又は2年生の兄又は姉がいる世帯			年額 126,000円	年額 144,000円
(3) 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が34,500円以下となる世帯	小学校の1年生又は2年生の兄又は姉がいない世帯		年額 81,700円	年額 143,000円	年額 245,000円
	小学校の1年生又は2年生の兄又は姉がいる世帯			年額 103,000円	年額 123,000円
(4) 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が34,500円を超え183,000円以下となる世帯	小学校の1年生又は2年生の兄又は姉がいない世帯		年額 57,500円	年額 127,000円	年額 240,000円
	小学校の1年生又は2年生の兄又は姉がいる世帯			年額 81,000円	年額 104,000円

備考

- この表において「第1子」とは、同一世帯における減免算定児童(幼稚園、保育所又は認定こども園に入園し、又は入所している幼児及び小学校の1年生又は2年生の兄又は姉をいう。以下同じ。)のうち、最年長児(最も年長となる減免算定児童(減免算定児童が1人の場合にあっては、当該減免算定児童)をいう。以下同じ。)が対象幼児である場合における当該対象幼児をいう。
- この表において「第2子」とは、同一世帯における減免算定児童が2人以上の場合のこれらの減免算定児童のうち、次年長児(最年長児の次に年長となる減免算定児童をいう。以下同じ。)が対象幼児である場合における当該対象幼児をいう。
- この表において「第3子以降」とは、同一世帯における減免算定児童が3人以上の場合のこれらの減免算定児童のうち、最年長児及び次年長児以外の減免算定児童が対象幼児である場合における当該対象幼児をいう。
- この表において「小学校の1年生又は2年生の兄又は姉」とは、満6歳に達した日後の最初の4月1日から満8歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。
- この表における「市町村民税の所得割課税額」は、世帯の構成員中2人以上の者に所得がある場合にあっては、これらの者の市町村民税の所得割課税額を合計した額とする。

- 6 対象幼児について実際に支払った入園料と保育料との合計額が当該対象幼児に係る補助限度額を下回る場合は、当該支払った入園料と保育料との合計額を補助金の額とする。
- 7 小学校の1年生又は2年生の兄又は姉がいる世帯における補助金の額の合計額が小学校の1年生又は2年生の兄又は姉がいないとしてこの表を適用した場合の補助金の額の合計額を下回る場合は、小学校の1年生又は2年生の兄又は姉がいないとしてこの表を適用した場合の補助金の額の合計額を当該世帯についての補助金の額の合計額とする。

附 則

この告示は、平成19年度分からの補助金について適用する。

平成19年(2007年)6月1日 印刷
平成19年(2007年)6月1日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)